

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

霧島市長 中重 真一

市町村名 (市町村コード)	霧島市 (46218)
地域名 (地域内農業集落名)	国分C地区 (上之段・川内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月2日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、国分地区の南東部に位置する標高250m～300mの台地畑作地帯と山間部の小河川に沿った複数の水田の小団地から形成される農用地区域である。近年は上之段地区において基盤整備等の面的整備が実施されており、引き続き、生産基盤の整備を図りつつ、露地野菜及び畜産等を主体とした地域の特徴を活かした農用地等の利用を進める。中心経営体が規模拡大を行い、集落内の農地を耕作するほか、引き続き営農意欲があるものは自作を続ける。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

本地区は、主に露地野菜、畜産が行われている、農免農道整備事業、小規模土地基盤整備事業、飼料基盤整備事業、県単独農業農村整備事業の施行地である。今後は農業競争力強化基盤整備事業により、ほ場整備及び用排水路整備を行い、農業生産基盤の整備を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	124 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	117 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農業振興地域内の農用地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域として設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
高齢のため営農を続けることが難しい経営体もあるため、農地中間管理事業を活用し担い手への集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、農業者の経営状況に応じて段階的に集約化を進める。その際、農業委員と農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
耕作条件の悪い農地もあるため、基盤整備事業等の活用を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の担い手を中心としつつ、既存の担い手でカバーできない農地については地域外からの耕作希望者も積極的に受け入れていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ活用予定は無い。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・特に果樹においては鳥獣被害が目立つが、その他の作物についても被害防止のための取組みやスマート農業の導入などによって生産性を高めていく。  
 ・管理が難しい農地については次の担い手に引き継ぐ農地を明確にし、粗放的な農地などとしての扱いも検討する。